

第五号

公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正について

公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十四年十一月二十六日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部を改正する条例

第一条 公聴会参加者等の実費弁償支給条例（昭和二十三年徳島県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「第百条第一項」を「第百条第一項後段」に改め、同項第二号中「第百九条第五項」の下に「（同法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第百十五条の二第一項」を加え、同項第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、同項第十号中「により、」を「により」に、「求めにより」を「求めに応じて」に改め、同項第九号を削り、同項第八号中「求めにより」を「求めに応じて」に改め、同項第十一号とし、同項第七号を第十号とし、第三号から第六号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加える。

三 地方自治法第百九条第六項（同法第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）及び同法第百十五条の二第二項の規定により出頭した参考人

四 地方自治法第百九十九条第八項の規定により監査委員の求めに応じて出頭した関係人

五 地方自治法第二百五十一条の二第九項の規定により自治紛争処理委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人

第一条第二項中「前項第七号又は第十二号」を「前項第十号又は第十四号」に、「あたり」を「当たり」に改め、同条第三項中「第一項第八号」を「第一項第十一号」に、「若しくは」を「又は」に改める。

第二条第一項中「第十二号」を「第十四号」に、「同項第十三号」を「同項第十五号」に改め、同条第二項中「前条第一項第十三号」を「前条第一項第十号」に改める。

第二条 公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部を次のように改正する。

第五号 公聴会参加者等の実費弁償支給条例の一部改正について

第一条第一項第一号中「第百条第一項後段」の下に「(同法第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 地方自治法第百十五条の二第一項(同法第百九条第五項において準用する場合を含む。)の規定による公聴会に参加した者
- 三 地方自治法第百十五条の二第二項(同法第百九条第五項において準用する場合を含む。)の規定により出頭した参考人

附則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、地方自治法の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十二号)附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

提案理由

地方自治法の一部が改正されたことに伴い、議会の会議における公聴会に参加した者等に対して実費弁償として旅費を支給する等の必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。